

目 次

IT関係

- ・ 全ての指定業者に反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用等 1
- ・ 支配的事業者の指定及び市場の定義の作業主体の分離等 2

競争政策等関係

- ・ 公正取引委員会の位置付け 3
- ・ 公正取引委員会の体制強化 4
- ・ 制度等の見直し 6
- ・ 審査機能の強化 7
- ・ 公正取引委員会の人的資源 8
- ・ 独占禁止法の適用除外や特例の見直し 9
- ・ 公正取引委員会の業務上必要とされる資源を同委員会の拡大された役割に見合うように増強すること 10
- ・ 景品規制 11
- ・ 景品規制 12
- ・ 著作物再販制度の撤廃 13
- ・ 下請法運用の明確化 14
- ・ 下請法の厳正運用 15
- ・ 下請法適用対象の拡大 16
- ・ 企業結合規制の判断基準の明確化 17
- ・ 一般集中規制の廃止（独占禁止法第9条） 18
- ・ 警告に際しての手続きの明確化 19

金融関係

- ・ 子会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入先の緩和、子会社の行う人材派遣事業・職業紹介事業に係る収入依存度算定の合算化 20
- ・ S P C 法の S P C が発行する優先出資証券等の独占禁止法第11条の適用除外 21
- ・ 資産流動化法関連の手続きの見直し 22

その他

- ・ リース債権等譲受時の届出義務の廃止 23

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU
項目	全ての指定業者に反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用等		
意見・要望等の内容	全ての指定事業者に、反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用すべき。ある事業者が反競争的行為に従事しているかどうかの規制当局による証拠基準が日本において適応されるべき。非対称規制の原則と矛盾することなく、非支配的事業者による反競争的行為は、競争当局によって事後的に介入されるべき。		
関係法令	電気通信事業法、独占禁止法	共管	総務省、公正取引委員会
制度の概要	<p>電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者を対象として、(1)接続により得られた情報の目的外利用・提供、(2)不当に優先的又は不利な特定の電気通信事業者の取扱い、(3)製造・販売業者等への不当な規律・干渉の3つの反競争的行為を予め禁止し、それらに違反する行為が発生した場合には速やかに是正し得る措置(停止・変更命令制度)を整備している。また、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者による反競争的行為については、業務改善命令等の事後的な是正措置を整備している。</p> <p>独占禁止法においては、事業者一般を対象として、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合等の反競争的行為を禁止し、これら行為を排除する措置を整備している。</p>		
計画等における記載の状況	<p>- 1 - イ - 市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。</p> <p>- 1 - イ - a 電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<input type="checkbox"/> 措置済 <input type="checkbox"/> 措置予定 (実施(予定)時期:)	<input type="checkbox"/> 措置するか否かを含めて検討中 <input type="checkbox"/> 具体的措置の検討中	
<p>(説明)</p> <p>市場支配的な電気通信事業者が行う反競争的行為を禁止するため、平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)において、上記前段の制度を整備済。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月 公正取引委員会・総務省)において、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為等を具体的に明確化している。</p>			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課		

分野	IT関係	意見・要望提出者	EU
項目	支配的事業者の指定及び市場の定義の作業主体の分離等		
意見・要望等の内容	<p>支配的事業者の指定はすべてのサービス市場（長距離有線市場を含む）で技術的に中立に行われるようにすべき。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定される特定の基準に基づくべきではない（移動市場の場合のように）。市場参入条件への影響をもつ事業者の指定は、規制的な義務が適用される以前に、なかんずく長距離及び移動市場において競争調査に従うべき。関連するプロダクトマーケットの表示リストも発表されるべき。支配的事業者の指定および市場の定義の作業は、望むらくは、それぞれ、規制当局たる総務省と、競争当局たる公正取引委員会が行うべきである。</p>		
関係法令	電気通信事業法	共管	なし
制度の概要	<p>市場支配的な電気通信事業者については、次の2類型が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者 ・ 第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であって、収益ベースの市場シェアが25%を超え、当該シェアの推移その他の事情を勘案して総務大臣が指定したもの 		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 	
	（実施（予定）時期：）		
<p>（説明）</p> <p>異なる特性を有する市場において、画一的な規制を課すことは適当でなく、市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては、個々の市場の特性を踏まえて判断し、公正競争を確保する上で必要な規律を課すことが必要である。</p> <p>また、長距離通信市場には、多数の加入者を直接収容する場合や、同一の市場において全国的にサービスを展開している事業者が存在しない等設備の代替性が無い状況が存在していないことから、現時点においては当該市場に支配的事業者規制を設けることは不要。</p> <p>市場支配的な電気通信事業者の指定については、電気通信事業法において、総務大臣が指定するものとされている。</p> <p>公正取引委員会は、個々の市場の特性を踏まえ、公正かつ自由な競争が阻害されるおそれのある行為について独占禁止法の規定に基づいて、当該行為の排除等厳正に対処することとしている。</p>			
担当局課室等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課		

【公正取引委員会】

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	EU, 米国, 日本経団連, 経済同友会, 連合 カナダ																	
項目	公正取引委員会の位置付け																			
意見・要望等の内容	<p>1 公正取引委員会をより独立性の高い立場へと復活させるための作業を続行すること。(EU)</p> <p>2 公正取引委員会(公取委)が日本の市場で効果的に競争を推進し,担保するためにはその体裁と実質の両面において独立性を持たなければならない。従って,米国は日本が平成15年度のできるだけ早い時期に公取委の組織としての地位を内閣府の下に移管し独立した官庁とする法律案を次期通常国会へ提出するよう提言する。(米国)</p> <p>3 市場の監視機能を強化すべく,公正取引委員会を,内閣府の機関とするなど,その機能強化を図るとともに,個別市場における監視機能の充実・強化も必要となる。(日本経団連)</p> <p>4 通信政策等を担う総務省からの独立性・中立性を確保するためにも,公正取引委員会は総務省から完全に独立させ,内閣府の外局とするなどとするべきである。(経済同友会)</p> <p>5 公正取引委員会の独立性を担保するため,総務省から内閣府に移管する。(連合、カナダ)</p>																			
関係法令	独占禁止法,内閣府設置法,総務省設置法,国家行政組織法等	共管	内閣府,総務省																	
制度の概要	現在,公正取引委員会は総務省の外局。 独占禁止法28条により,公正取引委員会の委員長及び委員の職権行使の独立が認められている。																			
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画(改定) 3】</p> <p>(4) 個別事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項名</th> <th rowspan="2">措置内容</th> <th rowspan="2">当初計画等との関係</th> <th colspan="3">実施予定時期</th> </tr> <tr> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独占禁止法等の執行力の強化(公正取引委員会、総務省)</td> <td>b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、<u>公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。</u></td> <td>重点・競争(1)</td> <td colspan="3">体制強化について措置 体制移行について検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>【規制改革の推進に関する第2次答申第1章3】</p> <p>3 活性化に資するビジネス・生活インフラ整備</p> <p>1 公益事業関係</p> <p>(3) 有効な競争監視体制の構築 公正取引委員会の機能強化 (略)</p> <p>また,公正取引委員会の位置付けについて,規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討すべきである。</p>					事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期			平成13年度	平成14年度	平成15年度	独占禁止法等の執行力の強化(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、 <u>公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。</u>	重点・競争(1)	体制強化について措置 体制移行について検討		
事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期																	
			平成13年度	平成14年度	平成15年度															
独占禁止法等の執行力の強化(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、 <u>公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。</u>	重点・競争(1)	体制強化について措置 体制移行について検討																	
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td colspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>措置済</td> <td>措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td>具体的措置の検討中</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期:平成15年4月)</p>					措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他		措置済	措置するか否かを含めて検討中				措置予定	具体的措置の検討中			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																	
措置済	措置するか否かを含めて検討中																			
措置予定	具体的措置の検討中																			
(説明)																				
公正取引委員会の位置付けについては,平成15年度に内閣府の外局に移行させることとし,今通常国会に,公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案を提出(平成15年4月1日施行予定)。																				
担当局課室等名	官房人事課																			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	E U , 米国 , 連合 , 北海道商工会連 合会																	
項目	公正取引委員会の体制強化																			
意見・要望 等の内容	<p>1 適切な人員の確保： 財政難にかかわらず，平成15年度においてさらなる人員増加が実現することをE Uは希望する。(E U)</p> <p>2 公正取引委員会(公取委)は日本経済全般において反競争的行為を調査・是正し，競争を促進するというその任務を遂行するには依然として十分な人的資源にかけている。米国は日本に対して以下のことを提言する。ひきつづき公取委の職員数ならびに予算を平成15年度には，審査部門や企業結合，またその関連の部門へ少なくとも50人の増員をするなど大幅に且つ着実に増大させる。(米国)</p> <p>3 優越的地位の濫用を禁止し公正な取引と透明な市場を確立するため，公正取引委員会の体制および権限，法違反に対する罰則の強化など法の実効性を高める。(中略)公正取引委員会や関係省庁担当部門の人員を拡充し機能，体制の強化をはかる。(連合)</p> <p>4 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の整備・運用を図ることに伴う事務量などの増加に対応するため公正取引委員会事務総局の拡充。(北海道商工会連合会)</p>																			
関係法令 制度の概要	独占禁止法，景品表示法，下請法	共管	なし																	
	<p>独占禁止法は，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法(不当廉売や優越的地位の濫用等)，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合等の反競争的行為を禁止している。</p> <p>景品表示法は，独占禁止法の特別法であり，不当表示及び過大景品を禁止している。</p> <p>下請法は，親事業者の義務(書面の交付，書類の作成及び保存)，禁止事項(下請代金の支払遅延，買ったたき等)等を定めている。</p>																			
計画等における記載 の状況	<p>【規制改革推進3か年計画 3】</p> <p>(2) 執行・事務処理に係る方策</p> <p>公正かつ自由な競争を促進するため，規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし，引き続き，公正取引委員会の審査体制等の充実を含め，独占禁止法の執行力の強化を図り，価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して，告発を含め厳正かつ積極的に対処する。</p> <p>また，規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため，中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売，優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し，厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については，関係省庁から人員の派遣を受けるなどして，申告のあった事案に対しては，可能な限り迅速に処理することとし，大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては，周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い，問題のみられる事案については厳正に対処するとともに，必要に応じ，その後の価格動向のフォローアップを行う。</p> <p>(以下略)</p> <p>【規制改革推進3か年計画(改定) 3】</p> <p>(2) 執行・事務処理に係る方策</p> <p>(規制改革推進3か年計画 3(2)に関する上記記述と同じ。)</p> <p>(4) 個別事項</p> <table border="1" data-bbox="316 1641 1500 1957"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項名</th> <th rowspan="2">措置内容</th> <th rowspan="2">当初計画等との関係</th> <th colspan="3">実施予定時期</th> </tr> <tr> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独占禁止法等の執行力の強化(公正取引委員会、総務省)</td> <td>b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。</td> <td>重点・競争(1)</td> <td colspan="3">体制強化について措置体制移行について検討</td> </tr> </tbody> </table> <p>【規制改革の推進に関する第2次答申第2章1】</p> <p>2 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化</p> <p>(1) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化</p>					事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期			平成13年度	平成14年度	平成15年度	独占禁止法等の執行力の強化(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	重点・競争(1)	体制強化について措置体制移行について検討		
事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期																	
			平成13年度	平成14年度	平成15年度															
独占禁止法等の執行力の強化(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	重点・競争(1)	体制強化について措置体制移行について検討																	

(中略)
 こうした中で、同委員会が、我が国の競争政策における中核的存在、いわば「市場の番人」として機能することが、我が国において健全な競争社会を実現する上で極めて重要である。しかしながら、現在、同委員会の職員数は607名であり、違反事件の審査部門の職員数はその約半数の294名に止まっている。また、このうち、受け入れられている弁護士等の外部人材は、25名である。
 こうした同委員会の現状を見れば、同委員会は、このままでは、全ての産業や全ての取引についてカバーし、独占禁止法違反行為を摘発し、それを迅速に処理していくことは困難である。したがって、同委員会の抜本的な拡充を図るとともに、これまで以上に多様な手段を講じつつ、同委員会の審査機能・体制を、早急かつ抜本的に強化していくことが必要である。

(略)
 審査部門の人員の充実等
 公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う必要がある。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の人員の抜本的な増強が必要である。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行うべきである。

- ～ (略)
 (2) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化
 民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化
 平成13年度の企業結合審査は、1,254件の届出に対し、僅か22名の体制によって対応しており、審査内容が不十分、かつ、審査期間が長期間になっているとの指摘も多い。したがって、審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、非法執行部門を含め、民間の専門家や、出向元との関係にも一定の配慮をした上で他の省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用すべきである。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図るべきである。
 ～ (略)

【e-Japan重点計画-2002の1.(4)7)公正取引委員会の機能強化(公正取引委員会)】

「IT分野及びITを利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、2002年度に公正取引委員会の体制強化、機能の充実について、所要の措置を講ずる。」

【企業・産業再生に関する基本指針の.(1)独占禁止法の企業結合審査の迅速化・手続きの明確化等及びそのための体制整備】

「公正取引委員会は、企業結合審査の迅速化・手続きの明確化を図る観点から、本年12月11日に公表されている「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に基づき、的確な企業結合審査を行うとともに、当該対応方針で示された審査期間内で極力早期に審査が終了できるように、企業結合審査体制の整備を図る。」

対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)		

(説明)

競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められているところ、公正取引委員会の体制については、政府全体として行財政改革が進められている中であって、平成15年度においては、定員40人の増員を行い、審査部門を中心とした体制の充実強化を図ることとしているところであり、今後とも独占禁止法、景品表示法及び下請法を厳正に運用していくため、必要に応じ人員を含めた体制の充実に努めていくこととしている。

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	E U								
項目	制度等の見直し										
意見・要望等の内容	1 違反行為終結後の措置期限の延長 2 行政課徴金及び刑事罰水準引上げの過程の一環として、罰金の上限額の規定廃止も視野に含めた罰金引上げ効果の調査の実施										
関係法令	独占禁止法	共管	なし								
制度の概要	<p>・ 排除措置 独占禁止法に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、これを排除するために必要な措置を命じることができる（独占禁止法第7条第1項）。また、違反行為がなくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為がなくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることができる（独占禁止法第7条第2項）。ただし、当該行為につき、勧告又は審判手続が開始されることなく1年を経過したときは措置を命じることができない（独占禁止法第7条第2項ただし書）。</p> <p>・ 刑事罰 独占禁止法第89条は、同法第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）の規定に違反した者、同法第8条第1項第1号（事業者団体による競争制限行為の禁止）の規定に違反したものに対して、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する旨を規定している。また、同法第95条は、法人等の従業者等が当該法人等の業務又は財産に関して違反行為をしたときは、当該従業者等を罰するほか、当該法人等に対しても罰金刑を科する旨を規定している。同法第89条の罪に係る法人等に対する罰金刑の上限は、5億円とされている。 なお、独占禁止法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反行為については、罰則の定めはない。</p>										
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画（改定） 3(4)】 a 厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を開始する。										
対応の状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 50%; border: none;">検討中(1)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[措置済 措置予定()]</td> <td style="border: none;">[措置するか否かを含めて検討中(1) 具体的措置の検討中]</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(実施(予定)時期:)</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">措置困難(2)</td> <td style="border: none;">その他</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中(1)	[措置済 措置予定()]	[措置するか否かを含めて検討中(1) 具体的措置の検討中]	(実施(予定)時期:))	措置困難(2)	その他
措置済・措置予定	検討中(1)										
[措置済 措置予定()]	[措置するか否かを含めて検討中(1) 具体的措置の検討中]										
(実施(予定)時期:))										
措置困難(2)	その他										
(説明)											
違反行為終結後の措置期限の延長(1)											
独占禁止法において排除措置を命じる趣旨は、違反行為者への制裁ではなく、違反行為を排除し、もって競争秩序の回復を図ることであり、違反行為が消滅してから1年以上経過した場合には、通常、違反行為が行われたときとは市場の状態が変化し、違反行為の影響が消滅しているため、違反行為が排除されたことを確保するために措置を命じる必要性は小さいのではないかと考えられる。											
一方、公正取引委員会は、平成14年10月から、排除措置、課徴金、刑事告発等の独占禁止法の措置体系全体の在り方について検討を行うために独占禁止法研究会を開催しているところであり、排除措置の在り方についても検討を行う予定である。											
なお、課徴金については、違反行為の実行としての事業活動がなくなった日から3年以内であればその納付を命じることができる。また、不当な取引制限等の罪についても、違反行為の実行行為終了後3年以内であれば起訴が可能である。											
行政課徴金及び刑事罰水準引上げの過程の一環として、罰金の上限額の規定廃止も視野に含めた罰金引上げ効果の調査の実施(2)											
法人等に対する罰金の上限額については、当該上限額を5億円に引き上げること等を内容とする改正法が平成14年6月29日から施行されたところであり、新たな上限額のもとでの刑事処分例は未だ存在しない。このため、現時点においては、罰金引上げ効果の調査を実施する必要性は乏しく、実施は困難である。											
担当局課室等名	経済取引局総務課										

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	EU
項目	審査機能の強化		
意見・要望等の内容	1 市場における支配的地位濫用事例（価格取り決めとは区別）の追及の強化 2 審査機能の強化		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p>私的独占</p> <ul style="list-style-type: none"> この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。（独占禁止法第2条第5項） 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。（独占禁止法第3条） <p>排除措置</p> <p>独占禁止法に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、これを排除するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第1項）。また、違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為がなくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる（独占禁止法第7条第2項）。</p>		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画（改定） 3(2)第一段落】 公正かつ自由な競争を促進するため、規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし、引き続き、公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。		
対応の状況	措置済・措置予定 その他 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難
(説明)			
<p>IT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため、平成13年4月にIT・公益事業タスクフォースを設置し、規制改革が進展し、新規参入者による競争の活発化が期待されるこれらの分野における審査機能を強化している。IT・公益事業タスクフォースの最近の主な活動としては、平成14年6月、北海道電力株式会社に対して、電力供給事業において新規参入者を排除するおそれがある長期契約を締結するなどした行為が私的独占に当たるおそれがあるとして警告を行い、また、同年9月、大手航空会社3社（日本航空株式会社、全日本空輸株式会社及び株式会社日本エアシステム）に対して、新規参入者が運航している国内航空路線において、新規参入者の設定している特定便割引運賃と同等又はこれを下回る運賃を設定していた行為が私的独占に当たるおそれがある旨の問題点の指摘を行い、自主的な改善措置を採ることを求めたものが挙げられる。同タスクフォースは、このようにIT・公益事業分野における競争制限行為の迅速かつ積極的な排除を行ってきており、今後とも、こうした分野において競争制限行為が行われることのないよう、不断に市場を監視していくこととしている。</p>			
担当局課室等名	審査局管理企画課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	米国
項目	公正取引委員会の人的資源		
意見・要望等の内容	経済分析や専門知識を提供することで公取委の審査及び競争唱導活動において市場原理の経済的根拠を適用できるようにするため、大学院レベルのエコノミストで構成された部局を公取委内に設置するよう提言する		
関係法令	独占禁止法，景品表示法，下請法	共管	なし
制度の概要	<p>独占禁止法は，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法（不当廉売や優越的地位の濫用等），一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合等の反競争的行為を禁止している。</p> <p>景品表示法は，独占禁止法の特別法であり，不当表示及び過大景品を禁止している。</p> <p>下請法は，親事業者の義務（書面の交付，書類の作成及び保存），禁止事項（下請代金の支払遅延，買いたたき等）等を定めている。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革の推進に関する第2次答申第2章1】</p> <p>2 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化</p> <p>(1) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化</p> <p>民間等の外部人材の積極的な受入れ</p> <p>冒頭のような審査実績，特に，公正取引委員会の役割に対する期待の大きい分野の実績などを踏まえると，同委員会は，既存の研修の内容を向上させるとともに，例えば，弁護士，エコノミスト等の民間の専門家や，出向元との関係にも一定の配慮をした上での他省庁からの出向者など，外部人材の専門性が生かせる分野については，非法執行部門も含め，その受入れを積極的に検討し，審査部門の強化を図るべきである。さらに，審査に関わる職員の専門性を向上させるため，同委員会は，外部との人材交流の一層の拡充を図るべきである。</p> <p>(2) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化</p> <p>民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化</p> <p>平成13年度の企業結合審査は，1,254件の届出に対し，僅か22名の体制によって対応しており，審査内容が不十分，かつ，審査期間が長期間になっているとの指摘も多い。したがって，審査能力・専門性を向上させるため，公正取引委員会は，審査人員を増加させるとともに，非法執行部門を含め，民間の専門家や，出向元との関係にも一定の配慮をした上での他省庁からの出向者など，専門性が生かせる分野について，積極的にこうした外部の人材を活用すべきである。また，企業結合審査部門への人員の重点的配置により，機能・体制の強化を図るべきである。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>公正取引委員会では，大学院レベルの教育を受けたエコノミストの採用を進めている。また，大学の経済学者等の外部有識者との連携を抜本的に強化することにより，より詳細な経済分析の導入について研究を進めることとしている。</p>		
担当局課室等名	官房人事課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	EU
項目	独占禁止法の適用除外や特例の見直し		
意見・要望等の内容	公正取引委員会は、最終的には撤廃する方向で、独禁法の適用除外や特例の見直しを引き続き行うこと。		
関係法令	独占禁止法，各個別法	共管	各省庁
制度の概要	独占禁止法適用除外制度は，他の政策目的を達成するため，法令に定められた一定の要件を満たす事業者の行為等について独占禁止法の禁止規定等の適用を除外するもの。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期：)		
(説明)			
独占禁止法適用除外制度については，累次の閣議決定を受けて，近年見直しが行われてきた結果，平成8年3月末において30法律89制度存在していた制度は15法律21制度まで縮減された。公正取引委員会としては，これらの制度の運用状況を十分注視することとしている。			
担当局課室等名	経済取引局調整課		

分野	競争政策等関係	要望提出者	E U
項目	公正取引委員会の業務上必要とされる資源を同委員会の拡大された役割に見合うよう増強すること。		
意見・要望等の内容	M & A の競争的効果をより深く精査すること		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	独占禁止法 4 章では、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合（営業譲受け等を含む。）を禁止するとともに、一定規模以上の企業結合については、届出、報告を義務付けている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]	
	(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)		
(説明)			
<p>企業結合審査部門の体制については、政府全体として行財政改革が進められている中であって、増員が図られてきているところであり、今後とも的確な企業結合審査を行っていくため、必要に応じて人員を含めた体制の充実に努め、企業結合事案に対して的確な審査を行っていくこととしている。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会・オリックス(株)	
項目	景品規制			
意見・要望等の内容	<p>不当景品類規制の全面的撤廃</p> <p>現在の社会，経済情勢にかんがみれば，消費者は，マスコミや他の媒体を通じて，商品選択のための豊富な情報を保有していることから，過大な景品類の提供が不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれは少ない。むしろ，景品提供を規制することによって，事業者間の公正な競争が妨げられ，本来消費者が享受できるはずの利益が阻害されている恐れのほうが大きいと考える。</p>			
関係法令	不当景品類及び不当表示防止法	共管	なし	
制度の概要	<p>消費者の適正な商品選択が妨げられることのないよう，景品表示法の規定に基づき，過大な景品類の提供を規制している。具体的には，景品表示法に基づく告示により，提供される景品類の最高額，総額等について制限が置かれている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>過大な景品提供は，消費者の適正な商品選択を阻害し，商品本体の品質・価格による公正な競争を阻害すると考えられる。このため，公正取引委員会としては，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがある過大な景品類の提供を防止する観点から，引き続き，適切な景品規制を行っていく考えであり，規制を撤廃することは適当ではないと考えている。ただし，景品規制の内容については，商取引の態様，経済状況，消費者の購買行動等の変化に応じて，常に見直しを行っていくことは必要であると考えている。</p> <p>なお，米国における景品規制では，一般懸賞(懸賞の方法により景品類を提供するもの)による景品提供については原則として禁止している。</p>				
担当局課室等名	取引部消費者取引課			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会									
項目	景品規制											
意見・要望等の内容	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約において、景品類を提供することができる期間は、年2回・60日以内となっているが、これは、事業者の販促活動の拡大及び生活者へのサービス提供を阻害していることから、速やかに見直していただきたい。											
関係法令	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	共管	なし									
制度の概要	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約は、景品表示法の規定により、出版物小売業公正取引協議会が、公正取引委員会の認定を受けて、景品類の提供に関する事項について自主的に設定している業界のルールである。											
計画等における記載の状況												
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="vertical-align: top;"> (実施(予定)時期： </td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> </tr> </table>				措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中	措置困難	その他	(実施(予定)時期：		措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中	措置困難	その他									
(実施(予定)時期：		措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中										
<p>(説明)</p> <p>公正取引委員会は、公正取引協議会に対し、取引形態の変化、消費者ニーズの変化等経済社会情勢の変化を踏まえて、公正競争規約の内容について常に見直しが行われるように指導してきているところであり、出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約においても、平成14年7月に総付景品の最高額制限の緩和がなされたところである。また、今後更に、前記緩和措置から3年以内に総付景品の制限及び景品類提供の実施期間(年2回・60日)の制限規定の見直しを行うこととなっており、引き続き、出版物小売業の実態に即して公正競争規約の見直しを指導していくこととする。</p>												
担当局課室等名	取引部消費者取引課											

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	個人																																																	
項目	著作物再販制度の撤廃																																																			
意見・要望等の内容	著作物再販制度の撤廃を求める。																																																			
関係法令	独占禁止法第 23 条 4 項	共管	なし																																																	
制度の概要	独占禁止法第 23 条 4 項の規定により、「著作物」について再販売価格を決定し維持する行為については独占禁止法の適用を除外する旨が定められている。なお、著作物再販制度の対象となる著作物については、6 品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用 CD）に限る。																																																			
計画等における記載の状況	なし																																																			
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="padding: 5px;">(実施(予定)時期 : _____)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 10px;"> <p>(説明)</p> <p>著作物再販制度について、競争政策の観点からは著作物再販制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考え、同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にあったことから、当面同制度を存置することが相当と考えとした（平成 13 年 3 月 23 日公表）。</p> <p>なお、著作物再販制度の下でも、消費者利益の向上につながるような運用も可能であり、関係業界の取組もみられるが、同制度が硬直的に運用されているとの指摘もあるため、当委員会は、現行制度の下で可能な限り運用の弾力化等の取組が進められ、消費者利益の向上が図られるよう、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策の推進を提案し、その実施を要請するとともに、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、協議会を設け、平成 13 年 12 月に第 1 回、平成 14 年 6 月に第 2 回会合を開催した。また、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されないよう著作物の取引実態の調査・検証に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td>担当局課室等名</td> <td colspan="3">取引部取引企画課</td> </tr> </table>			<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="padding: 5px;">(実施(予定)時期 : _____)</td> </tr> </table>	措置済・措置予定		検討中		措置困難		その他	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中		<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中		<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中	(実施(予定)時期 : _____)							<p>(説明)</p> <p>著作物再販制度について、競争政策の観点からは著作物再販制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考え、同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にあったことから、当面同制度を存置することが相当と考えとした（平成 13 年 3 月 23 日公表）。</p> <p>なお、著作物再販制度の下でも、消費者利益の向上につながるような運用も可能であり、関係業界の取組もみられるが、同制度が硬直的に運用されているとの指摘もあるため、当委員会は、現行制度の下で可能な限り運用の弾力化等の取組が進められ、消費者利益の向上が図られるよう、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策の推進を提案し、その実施を要請するとともに、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、協議会を設け、平成 13 年 12 月に第 1 回、平成 14 年 6 月に第 2 回会合を開催した。また、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されないよう著作物の取引実態の調査・検証に努める。</p>				担当局課室等名	取引部取引企画課		
<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="padding: 5px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="padding: 5px;">(実施(予定)時期 : _____)</td> </tr> </table>	措置済・措置予定		検討中		措置困難		その他	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中		<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中		<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中	(実施(予定)時期 : _____)																		
措置済・措置予定		検討中		措置困難		その他																																														
<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中		<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中		<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> </tr> </table>	措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中																											
措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中																																														
措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中																																														
措置済		措置するか否かを含めて検討中		措置予定		具体的措置の検討中																																														
(実施(予定)時期 : _____)																																																				
<p>(説明)</p> <p>著作物再販制度について、競争政策の観点からは著作物再販制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考え、同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にあったことから、当面同制度を存置することが相当と考えとした（平成 13 年 3 月 23 日公表）。</p> <p>なお、著作物再販制度の下でも、消費者利益の向上につながるような運用も可能であり、関係業界の取組もみられるが、同制度が硬直的に運用されているとの指摘もあるため、当委員会は、現行制度の下で可能な限り運用の弾力化等の取組が進められ、消費者利益の向上が図られるよう、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策の推進を提案し、その実施を要請するとともに、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、協議会を設け、平成 13 年 12 月に第 1 回、平成 14 年 6 月に第 2 回会合を開催した。また、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されないよう著作物の取引実態の調査・検証に努める。</p>																																																				
担当局課室等名	取引部取引企画課																																																			

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	(社)日本経済団体連合会
項目	下請法運用の明確化		
意見・要望等の内容	効率的なSCM(サプライチェーン・マネジメント)構築に向けた下請法の運用明確化。		
関係法令	下請法	共管	経済産業省
制度の概要	下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として制定された独占禁止法の特別法である。同法は、物品の製造委託・修理委託取引を適用対象としているが、親事業者の義務として、書面の交付、書類の作成及び保存を定めており、これらの規定に違反した者は3万円以下の罰金に処することとされている。また、親事業者の禁止事項(下請代金の支払遅延、買ったたき等)を定めており、これに違反した親事業者に対して所要の是正措置を採るように勧告し、勧告に従わない場合、その旨を公表するものとされている。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中	措置困難 その他 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
<p>公正取引委員会は、平成14年9月から、役務の委託取引の公正化等、経済環境の変化に即応した優越的地位の濫用規制について、下請法の在り方等を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を開催し、その中で、効率的なSCM構築に係る下請法上の取扱いについては、SCMの実態を踏まえつつ、どのような条件を満たせば下請法上の問題が生じないのか明確化することが必要である等の提言を受けたところである(平成14年11月27日)。</p> <p>今後、SCMの取引実態を踏まえ、かつ、下請事業者の意見に十分配慮して、下請法の運用の明確化を図っていく予定である。</p>			
担当局課室等名	取引部企業取引課		

【公正取引委員会】

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	全国中小企業団体中央会，中小企業家同友会全国協議会，神奈川県，東京商工会議所，群馬県商工会議所連合会，	
項目	下請法の厳正運用			
意見・要望等の内容	下請法違反行為に対して厳正かつ迅速に対処すること			
関係法令	下請法	共管	経済産業省	
制度の概要	下請法は，下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として制定された独占禁止法の特別法である。同法は，物品の製造委託・修理委託取引を適用対象としているが，親事業者の義務として，書面の交付，書類の作成及び保存を定めており，これらの規定に違反した者は3万円以下の罰金に処することとされている。また，親事業者の禁止事項（下請代金の支払遅延，買いたたき等）を定めており，これに違反した親事業者に対して所要の是正措置を採るように勧告し，勧告に従わない場合，その旨を公表するものとされている。			
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画（改定） 3（2）】 公正かつ自由な競争を促進するため，規制改革とともに競争政策の積極的展開を図ることとし，引き続き，公正取引委員会の審査体制等の充実を含め，独占禁止法の執行力の強化を図り，価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して，告発を含め厳正かつ積極的に対処する。 また，規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため，中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売，優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し，厳正かつ積極的に対処する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）			
（説明）				
公正取引委員会は，下請法違反行為が行われていないかどうか監視するとともに，下請取引の状況を把握するため，毎年定期的に書面調査を実施し，同法に違反する行為又は違反のおそれのある行為が認められた場合には，所要の是正措置を採るよう勧告するなど厳正かつ迅速な処理に努めており，平成13年度には1,314件の勧告・警告を行っている。また，違反事件のうち，支払遅延及び減額に係るものについては，遅延利息の支払及び減額の返還などの原状回復措置を講じさせている。				
担当局課室等名	取引部下請取引調査室			

【公正取引委員会】

分野	競争政策等関係	意見・要望提出者	全国中小企業団体中央会，日本内航海運総連合会，全国労働組合総連合，建交労中央運輸労使協議会	
項目	下請法適用対象の拡大			
意見・要望等の内容	下請法の適用対象に役務の委託取引を加える。			
関係法令	下請法	共管	経済産業省	
制度の概要	下請法は，下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として制定された独占禁止法の特別法である。同法は，物品の製造委託・修理委託取引を適用対象としているが，親事業者の義務として，書面の交付，書類の作成及び保存を定めており，これらの規定に違反した者は3万円以下の罰金に処することとされている。また，親事業者の禁止事項（下請代金の支払遅延，買いたたき等）を定めており，これに違反した親事業者に対して所要の是正措置を採るように勧告し，勧告に従わない場合，その旨を公表するものとされている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中	措置困難	その他 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中
（実施（予定）時期：今通常国会に法案提出）				
<p>（説明）</p> <p>公正取引委員会は，平成14年9月から，役務の委託取引の公正化等，経済環境の変化に即応した優越的地位の濫用規制について，下請法の在り方等を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を開催し，現行の下請法の対象範囲を見直し，役務の委託取引を下請法の対象とすることが適当である等の提言を受けたところである（平成14年11月27日）。公正取引委員会としては，同研究会での検討等を踏まえ，プログラム作成等役務の委託に係る下請取引を下請法の対象とすること等を内容とする「下請法改正法案」を通常国会に提出する予定である。</p>				
担当局課室等名	取引部企業取引課			

分野	競争政策	要望提出者	社団法人経済同友会
項目	企業結合規制の判断基準の明確化		
要望の内容	企業結合規制の判断基準について、市場の実態を十分に反映すべく、「参入」「輸入」「効率性」や、結合の度合いによるシェア算出方法を明確化すべきである。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	独占禁止法第4章では、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合（合併、営業譲受け等を含む。）を禁止するとともに、一定規模以上の企業結合については、届出、報告を義務付けている。		
計画等における記載の状況	規制改革の推進に関する第2次答申内容（平成14年12月12日） 今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観点から、事案の公表のより一層の充実を図るべきである。また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドラインにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討すべきである。		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 その他 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)	措置困難 そ
(説明)			
<p>(1) 新規参入、輸入圧力、効率性については、企業結合ガイドライン（平成10年12月公表）に考慮事項として盛り込まれており、どのような観点から各考慮事項が判断されるかが明記されている。</p> <p>さらに、これまでも、これら考慮事項等についていかに判断したかを明確にする観点から、主要な企業結合事案については、他の事業者の参考となるよう、その概要を公表してきたところ、平成14年12月11日に新たな方針を公表し、詳細審査を行った事案については、公表内容を一層拡充するとともに、すべて公表することを明らかにした。これにより、個々の事案で各考慮事項が具体的にどのように判断されたかが、より明確になるため、各企業等からみて、企業結合審査に対する予見可能性が高まっていくものと考えられる。</p> <p>なお、今後、詳細審査の公表内容の蓄積を踏まえつつ、判断基準の一層の明確化について検討する。</p> <p>(2) 出資関係がある場合については、結合の度合いを評価した上で、当該出資関係が「競争への影響をみるべき企業結合」に当たる場合についてのみ、シェアを合算している。「競争への影響をみるべき企業結合」に当たるか否かの考え方については、企業結合ガイドライン（平成10年12月公表）に明記している。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		

分野	競争政策	意見・要望提出者	社団法人経済同友会												
項目	一般集中規制の廃止（独占禁止法第9条）														
意見・要望等の内容	<p>ア 独占禁止法第9条の一般集中規制は、日本固有の規制であり、グローバル化時代における競争力強化に向けて効率化を図る企業にとっては、その活動を無用に制限しているおそれがあることから、当該規制を原則廃止すべきである。</p> <p>イ 仮に、一般集中規制が大規模な企業グループ形成の結果、公正な競争を妨げることを規制するものとしても、その判断基準は、ガイドラインによれば、資産額・売上高・売上高シェアという外形的基準のみであり、実質弊害を規制するものとは言い難いため、即座に独占禁止法第9条が廃止できないにしても、そのガイドラインにおいて外形基準以外の質的基準（参入、輸入の可能性等）を規定すべきである。</p>														
関係法令	独占禁止法第9条	共管	なし												
制度の概要	<p>独占禁止法第9条は、「事業支配力が過度に集中することとなる」会社の設立等を禁止しているが、これは、事業支配力が過度に集中する企業グループが形成されることにより、総合的な事業能力の格差の拡大、相互取引、排他的な取引関係の形成等がもたらされることとなり、これにより、事業者の市場への自由な参入が阻害されたり、価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられたりすることによって、市場メカニズムの機能が妨げられ、競争に歪みが生じ、ひいては、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなるという弊害の発生を防止しようとするものである。</p>														
計画等における記載の状況	<p>ア 改定3か年計画における決定内容（平成14年3月29日） 事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の設立が禁止されている独占禁止法第9条及び大規模会社の株式保有総額を制限している同法第9条の2について、大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制は廃止するとともに、平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（持株会社ガイドライン）を見直す。</p> <p>イ 規制改革の推進に関する第2次答申内容（平成14年12月12日） 一般集中規制については、平成14年の改正によって、大幅な改善が図られたところであるが、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップすべきである。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討すべきである。</p>														
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:25%; border:none;">措置済・措置予定</td> <td style="width:25%; border:none;">検討中</td> <td style="width:25%; border:none;">措置困難</td> <td style="width:25%; border:none;">■ その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">措置済</td> <td style="border:none;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;">措置予定</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	■ その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	■ その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>（1）一般集中規制については、独占禁止法研究会報告書等を踏まえて見直しを行い、大規模会社の株式保有総額の制限（第9条の2）の廃止、事業支配力の過度集中規制（第9条）の整備等を内容とする改正独占禁止法が、第154回通常国会で成立し（平成14年5月29日）、平成14年11月28日に施行されたところである。</p> <p>（2）一般集中規制は、事業支配力の過度集中等、競争上問題となる場合を禁止しているものであり、こうした規制によって、企業間の公正かつ自由な競争が維持されることは、企業経営の効率化をもたらし、ひいては企業の国際競争力の向上につながるものである。事業支配力が過度に集中することにより、国内市場での競争が歪められることになると、その結果としてユーザーや取引先事業者を含め、企業の活力が失われ、グローバルな市場での競争にも悪影響を与えることとなると考えられる。</p> <p>近年、経済のグローバル化や企業会計制度の変更等に伴い、我が国特有の経済実態面には変化がみられるものの、公正取引委員会が行った実態調査等によれば、企業集団に属する企業が解消している株式持合いは主として企業集団外企業との株式持合いである、企業集団に属する企業、大規模事業会社は株式持合いを解消するという企業はほとんどなく、株式持合いの目的として取引関係の維持・強化を挙げる企業が多数を占めるなどの状況が認められ、現時点では、我が国特有の経済実態がなくなったとまではいえない。また、不公正な取引方法等に対する独占禁止法上の規制手段等の状況を踏まえると、現段階で、市場集中規制等独占禁止法上の他の規定で一般集中規制が担っている機能をすべて引き継ぐことは困難であると考えられることから、事業支配力が過度に集中することとなる企業グループの出現を防止したり、金融と商工業を分離して競争上の問題の発生を防止するという一般集中規制の趣旨は、現在でも否定されるものではなく、これがグローバルな市場での競争の障害になるとは考えられない。</p> <p>なお、ガイドラインには数値基準が設けられているが、これは「事業支配力の過度集中」について、事業者に見込み可能性や法的安定性を高めることを目的として置かれているものであって、ガイドラインは第9条に規定された「事業支配力が過度に集中すること」、すなわち、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる場合を規定しており、外形的基準のみによる規制とはなっていない。</p> <p>（3）一般集中規制については、規制の趣旨・目的に照らして経済実態に合致したものであるよう、総合規制改革会議第2次答申の指摘を踏まえ、適切に対処することとしている。</p>															
担当局課室等名	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課														

分野	競争政策	意見・要望提出者	経済同友会
項目	警告に際しての手続きの明確化		
意見・要望等の内容	市場参加者の活動を無用に制限することなく、かつ、公正な市場を確保し、独占禁止法の透明性を高めるためにも、警告前に弁護人を含む関係人による意見陳述を認めることなどの手続面を含め、警告措置について独占禁止法上に明確に規定する必要がある。加えて、警告の内容公表に際しては、その根拠を明確かつ客観的に示すなどの運用面の見直しもあわせて行うべきである。		
関係法令	独占禁止法	共管	なし
制度の概要	<p>独占禁止法に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、これを排除するために必要な措置を命じることができる（独占禁止法第7条第1項）。</p> <p>また、違反行為がなくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、当該行為がなくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命じることができる（独占禁止法第7条第2項）。</p> <p>違反行為を認めるに足る証拠はないが、違反の疑いが認められた場合は警告（行政指導）を行い、同時に公表している。</p>		
計画等における記載の状況	【規制改革推進3か年計画 3（4）】 独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） <p>年間数多くの独占禁止法違反被疑事件の審査を行う中で、独占禁止法第46条の権限を行使して立入検査等を行うことができるものは、人員等の制約から一部にすぎず、それ以外の事件はそうした強制権限を利用することなく、相手方事業者の任意の協力の下に事件審査を行っている。また、強制権限を用いて審査に着手した事案であっても関係人側の公取対策により、物証や供述の収集状況から勧告等の法的措置を採るに足る証拠が得られない場合もある。</p> <p>警告は、このような場合において、必ずしも確定的な証拠が得られるまで審査活動を継続することなく、競争制限行為の除去という行政目的を迅速かつ的確に達成できるよう、独占禁止法違反の疑いが認められたときに行っている行政指導であり、また、警告を行う際には、全て、行政手続法に従って理由・根拠を付した書面を交付している。</p> <p>このように、警告は、迅速かつ的確な行政目的の実現のために、法運用における透明性の確保に配慮しつつ行っているものであり、それについて法文上の根拠規定を設けることは行政目的の迅速な実現の観点からは不適切であると考えられ、また、警告に際しては根拠となる事実の摘示等の適切な運用を既に行っている。</p>			
担当局課室等名	審査局管理企画課		

【 公正取引委員会 】

分野	金融・保険・証券	意見・要望提出者	・ 東京海上火災保険株式会社 ・ 社団法人日本損害保険協会				
項目	ア 子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和 イ 子会社の行う人材派遣事業・職業紹介事業にかかる収入依存度算定の合算化						
意見・要望等の内容	ア 子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和 収入依存先を， 実質支配力・影響力基準の子会社・関連会社（子法人等，関連法人等）及び 当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。 独占禁止法第 11 条ガイドラインについては，上記に加え，金融庁告示と同様に， 持株会社とその子会社（孫会社を含む）にまで拡大する。 イ 子会社の行う人材派遣事業・職業紹介事業にかかる収入依存度算定の合算化 → 独占禁止法第 11 条ガイドラインの運用として，子会社が人材派遣事業と職業紹介事業を併営する場合には，両社を合算して収入依存度を算定する。						
関係法令	独占禁止法第 11 条	共管	なし				
制度の概要	独占禁止法第 11 条は，金融会社を中心とした過度の経済力の集中への懸念への対処，すなわち，事業支配力の過度の集中を防止し，また，金融会社と非金融会社が結びつくことによって，資金の流れに歪みが生じたり，不公正取引の素地が形成されるというような競争上の問題が発生することを防止するため，金融会社の議決権保有を一定割合（銀行 5 %，保険会社 10 %）に制限しているものである。						
計画等における記載の状況	改定 3 か年計画における決定内容 金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第 11 条について，証券会社，無尽会社，信託会社をその規制対象から外すとともに，適用除外株式を拡大し，また，保険業法等の整合性を確保するなど，その在り方の見直しを検討し，規制対象範囲の縮減を図る。						
対応の状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> ■措置済・措置予定 [■ 措置済 ■ 措置予定 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 [</td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期： 平成 14 年 11 月 28 日 ）</p>			■措置済・措置予定 [■ 措置済 ■ 措置予定	検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 [その他
■措置済・措置予定 [■ 措置済 ■ 措置予定	検討中 [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 [その他				
（説明） 改正独占禁止法が平成 14 年 5 月 22 日に成立し，同月 29 日に公布され，同年 11 月 28 日に施行された。これに伴い，法第 11 条の適用対象が，金融会社（銀行，保険会社，証券会社等）から銀行又は保険会社に限定されるとともに銀行又は保険会社による金融関連会社の議決権保有が規制対象から除外された。除外された金融関連会社は，銀行，保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社であるが，公正取引委員会規則で定める会社として，証券会社，従属業務会社，金融関連業務を営む会社及び特定目的会社（SPC）が規定されている（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則）。これにより，公正取引委員会に關係する独占禁止法第 11 条ガイドラインについては既に措置済みである。							
担当局課室等名	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課						

分野	金融・保険・証券	意見・要望提出者	社団法人日本損害保険協会								
項目	S P C 法の S P C が発行する優先出資証券等の独占禁止法第 11 条の適用除外										
意見・要望等の内容	S P C 法上の S P C が発行する優先出資証券及び投資信託法における投資法人の投資証券につき，独占禁止法第 11 条の適用外とする。										
関係法令	独占禁止法第 11 条	共 管	なし								
制度の概要	独占禁止法第 11 条は，金融会社を中心とした過度の経済力の集中への懸念への対処，すなわち，事業支配力の過度の集中を防止し，また，金融会社と非金融会社が結び付くことによって，資金の流れに歪みが生じたり，不公正取引の素地が形成されるというような競争上の問題が発生することを防止するため，金融会社の議決権保有を一定割合（銀行 5 %，保険会社 10 %）に制限しているものである。										
計画等における記載の状況	改定 3 か年計画における決定内容 金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第 11 条について，証券会社，無尽会社，信託会社をその規制対象から外すとともに，適用除外株式を拡大し，また，保険業法等の整合性を確保するなど，その在り方の見直しを検討し，規制対象範囲の縮減を図る。										
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>■ 措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 措置済 ■ 措置予定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 平成 14 年 11 月 28 日)</p>			■ 措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 措置済 ■ 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
■ 措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他								
<ul style="list-style-type: none"> ■ 措置済 ■ 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 										
(説明)											
<p>改正独占禁止法が平成 14 年 5 月 22 日に成立し，同月 29 日に公布され，同年 11 月 28 日に施行された。これに伴い，法第 11 条の適用対象が，金融会社（銀行，保険会社，証券会社等）から銀行又は保険会社に限定されるとともに銀行又は保険会社による金融関連会社の議決権保有が規制対象から除外された。除外された金融関連会社は，銀行，保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社であるが，公正取引委員会規則で定める会社として，証券会社，従属業務会社，金融関連業務を営む会社及び S P C（特定目的会社）が規定されている（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則）。これにより，本件の要望については既に措置済みである。</p>											
担当局課室等名	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課										

分野	金融・保険・証券	意見・要望提出者	社団法人日本経済団体連合会									
項目	資産流動化法関連の手続きの見直し											
意見・要望等の内容	資産の流動化に関する法律で規定されている特定目的会社（SPC）の特定持分信託について、金融会社に係る独占禁止法上のいわゆる5%ルールが適用となり、受託者である信託銀行等は公正取引委員会の認可を受けなければならない。かかる認可の取得には1か月程度を要するとともに、受託者が当該受託特定持分を速やかに処分することを条件としなければならないことから、独占禁止法上の適用除外とするか、それが認められなければ認可申請手続の簡素化を図るべきである。											
関係法令	独占禁止法第11条	共管	なし									
制度の概要	独占禁止法第11条は、金融会社を中心とした過度の経済力の集中への懸念への対処、すなわち、事業支配力の過度の集中を防止し、また、金融会社と非金融会社が結びつくことによって、資金の流れに歪みが生じたり、不正取引の素地が形成されるというような競争上の問題が発生することを防止するため、金融会社の議決権保有を一定割合（銀行5%、保険会社10%）に制限しているものである。											
計画等における記載の状況	改定3か年計画における決定内容 金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第11条について、証券会社、無尽会社、信託会社をその規制対象から外すとともに、適用除外株式を拡大し、また、保険業法等の整合性を確保するなど、その在り方の見直しを検討し、規制対象範囲の縮減を図る。											
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>■措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 措置済 ■ 措置予定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年11月28日）</p>				■措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 措置済 ■ 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
■措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他									
<ul style="list-style-type: none"> ■ 措置済 ■ 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 											
<p>（説明）</p> <p>改正独占禁止法が平成14年5月22日に成立し、同月29日に公布され、同年11月28日に施行された。これに伴い、法第11条の適用対象が、金融会社（銀行、保険会社、証券会社等）から銀行又は保険会社に限定されるとともに銀行又は保険会社による金融関連会社の議決権保有が規制対象から除外された。除外された金融関連会社は、銀行、保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社であるが、公正取引委員会規則で定める会社として、証券会社、従属業務会社、金融関連業務を営む会社及び特定目的会社（SPC）が規定されている（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則）。これにより、本件の要望については既に措置済みである。</p>												
担当局課室等名	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課											

分野	その他	要望提出者	社団法人リース事業協会
項目	リース債権等譲受時の届出義務の廃止		
意見要望等の内容	リース会社の有するリース及び割賦債権の譲渡を独占禁止法における届出対象から除外する。		
関係法令	独占禁止法第16条	共管	なし
制度の概要	独占禁止法4章では、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合（営業譲受け等を含む。）を禁止するとともに、一定規模以上の企業結合については、届出、報告を義務付けている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(実施(予定)時期： 年 月)			
(説明)			
<p>リース債権等において、債権流動化のために一般に行われているような債権譲渡については、譲渡会社であるリース会社の顧客の移転が生じないため、営業譲受け等には該当せず、届出は不要である。</p> <p>営業譲受け等に該当する場合については、いったん結合が行われた場合、その解消が非常に困難であること等にかんがみ、一定規模以上の営業譲受け等について届出義務を課している。</p>			
担当局課室等名	経済取引局企業結合課		